

第6章

憲法政治の力学

——モザンビークにおける政党政治と派閥対立——

網中 昭世

はじめに

近代の立憲主義のもとでの憲法とは、国の政治体制を定めるものであり、政治権力を創出する制度を規定するとともに、政治権力を抑制する制度設計もされている。政治権力を創出する制度として、選挙あるいはそれにならぶ手段があり、政治権力を抑制する制度として、憲法学ではしばしば権力分立が挙げられる（待鳥 2016, 8-10）。しかし、本章で考察の対象とするモザンビークの憲法をめぐっては、政治権力を創出する制度の規定が争点となる一方で、政治権力を抑制する制度設計に対する関心は低い。

憲法の改正を比較政治学の観点から分析する待鳥（2016, 10）は、分析に際した留意点を次のように述べる。憲法典による規定があいまいで、個別の法律に委ねられる部分が多い場合には、憲法典の改正頻度は低く、そこから政治権力の動態を捉えることは困難である。その場合には、分析対象の範囲を広げ、関連する政治制度、すなわち政治権力を創出する選挙制度と、政治権力を抑制するための政治家・官僚の役割分担や権限分割を規定する執政制度を定める諸法を「実質的な意味の憲法」として検討する必要がある。これに対して、憲法典による規定が具体的であれば、それに比例して憲法典の改正頻度は高まるといえるだろう。したがって、憲法典そのものにせよ、執政制度を定めた諸法を含む「実質的な意味の憲法」にせよ、改正に至るか否かを問わず、改正をめぐる議論の展開から政治権力の動態を捉えることが可能である。

モザンビークの憲法は、1975年の独立時の憲法以来、1990年、2004年、2018年に構造的な変更を伴う大幅な改正をしているほか、1976年、1978年、1986年、1996年、1998年、2007年、2023年にも部分的な改正が行われている¹⁾。また、2004年の改正以来、改正のためには国民議会議員3分の2以上の議席の賛成を得ること、前回の改正から5年以上の期間をおくことを定めている。通常の法改正に必要な賛成票は過半数であるのに対して、憲法改正に際しては、それが3分の2以上と、改正のための障壁が高く設定されている。その一方で、改正は国民投票を要件とせず、国民議会での採決をもって改正可能である。これまでの改正歴から判断して、モザンビークの憲法は改正頻度の高い軟性憲法だといえる。

憲法に直接的に書き込まれるわけではない議論、あるいは、改正に至らなかった議論も含めて、その政治過程は、国のあり方に関する議論の痕跡として刻まれている。とりわけ、対象国がおかれた国際的な環境が憲法の改正に強く影響した東西冷戦期とは異なり、東西冷戦末期・民主化以降は、政党政治という国内の政治状況が大きく影響する。そうした時期にあつては、対象国特有の政治状況を理解する必要がある。そこで、本章では憲法の改正をめぐる政治過程を分析することで、当該国家と社会にとって憲法やその改正とは何を意味するのか、という特徴を帰納的に導き出すことを目的とする。

モザンビーク憲法の改正にかかる争点は大きく分けて3つあるが、以下に詳述するとおり、それぞれの争点が異なる方向性をもっている。その方向性の変化自体が、この国のおかれた政治状況を示している。第1に、国家の政治体制にかかわる点である。具体的には、独立時のモザンビーク解放戦線 (Frente de Libertação de Moçambique: FRELIMO) による一党制、モザンビーク民族抵抗運動 (Resistência Nacional de Moçambique: RENAMO) を第一野党として内戦終結

1) 管見の限りにおいて、モザンビークでは、法の条項の構造自体を大幅に改正する場合に「改正 (revisão)」, 条項の構造を保ったまま改正を加える場合に「修正 (alteração, rectificação)」という語を用いてきた。憲法の改正についても原則的にこれがあてはまる。ただし、本章で後述するとおり、2018年の憲法については、条項の構造に変更はないが、権力の創出にかかわるルールの大きな変更があり、「適時改正 (revisão pontual)」という「改正」に近い表現が用いられ、質的变化があったことが示唆される。このように原語表記としては使い分けられる傾向がみられるが、本章では「改正」とした上で、その内容を検討していく。

後に導入された複数政党制という政治体制の転換にかかわる改正である。この改正は、主権の移譲という点、そして政治体制のあり方が、国際政治上、極めて重要な意味をもった時代の改正である。第2に、民主化後の国内の地方における政治権力の創出にかかわる点である。この民主化後の憲法の改正は、複数政党制導入後の与野党間の選挙戦略を反映している。国内政治の展開を如実に反映した改正は、この時期の内向的な政治関心の方向性を示すと同時に、それが可能となった政治経済的環境があったことを示唆している。そして第3に、憲法の改正には至らぬものの、争点化するか否かそれ自体が極めて政治性の高い、大統領の三選禁止条項に関する点である。現代モザンビーク政治における三選禁止問題は、与野党間の争点というよりも、圧倒的に与党内派閥間の牽制を映し出す、極めて内向的な問題として現れている。

これらの争点と方向性を確認した上で、次節以降、憲法をめぐる争点の位相の変化とその要因に注意を払いつつ、第1節では、国家の政治体制にかかわる改正に焦点をあて、独立後の一党制から内戦終結後の複数政党制の導入までを検討し、政治体制の変更が憲法をどのように特徴づけているのかを明らかにする。第2節では、与野党間の攻防に注目する。具体的には、民主化後に「地方分権化」を争点とした地方権力創出のルールの変更に焦点をあてる。ここでは、与野党間の勢力圏をめぐる攻防という政治的な実態が、憲法にどのように投影されたのかを明らかにする。第3節では、与党内の派閥関係に注目する。具体的には、憲法にある大統領の三選禁止条項をめぐる与党内の派閥の緊張関係を示す。以上、第1節および第2節では、政治の実態が憲法にどのように投影されているか、という方向性で論じる一方で、第3節では、逆に憲法が政治をどのように規定しているかを考察する。そして最後に、全体を通じた独立以降のモザンビーク憲法の改正の政治的意味を検討する。

1 対外的表明としての憲法

1-1. 独立後の一党優位体制の確立——1975年憲法——

モザンビークの独立のひとつの契機は、宗主国ポルトガルで1974年4月に起きた軍事クーデターであり、その直後からモザンビークではFRELIMO以外にも複数の政党が設立されていた。1974年当時、モザンビーク総督府は、独立に関して公的に議論して意思表示をする国民投票の実施を提案していた。その際、FRELIMO以外の諸政党は国民投票の実施を支持していたが、FRELIMOはそれを拒否し、1974年9月のルサカ合意の枠組みに基づいて、大半がFRELIMO党员によって構成されるモザンビーク暫定政府を樹立した (de Brito 2019, 81)。FRELIMOは、すでにこの時点で党内外での権力闘争を経験し、権力の集中を志向しており、それは独立時の憲法に体现されている²⁾。

翌1975年、FRELIMOの中央委員会の承認を経て公布された1975年のモザンビーク人民共和国憲法 (Constituição da República Popular de Moçambique, 1975: 以下1975年憲法) は、5部構成、全73条のみである。細かな規制は個別の法に委ねられ、全体としては行動規範としての性格が強かった (Hall and Young 1991)³⁾。他方で、個別の条項の内容をみると、必然的に改正が必要となる内容も含まれている。たとえば、政治権力の創出と執政制度についてみると、1975年憲法はFRELIMOを独立解放闘争とその後の独立国家の主導者として位置づけ (第1部「一般原則」第1条)、同党の下に国軍をおいている (同第5条)。実質的にFRELIMOによって構成された暫定政府は、国家人民議会選挙が行われるまで同党幹部がその役割を担うことを定めている (第3部「国家機構」第37条)。また、人民議会選挙の実施は、第3回党大会の実施後1年以内と明記している (第39条)。これとあわせて1975年憲法の末尾には経過規定が設けられ、国家人民

2) 独立前後の権力闘争についてはNcomo(2003)、船田クラースン (2007) を参照されたい。

3) Constituição da República Popular de Moçambique, de 20 de Junho de 1975 (FRELIMO), 1ª Série, *Boletim da República* (BR) no.1, Aprova a Constituição da República Popular de Moçambique.

議会在設立・機能するまで、憲法改正の権限は党の中央委員会におかれ（第8部「最終条項・経過規定」第70条）、立法権は閣僚評議会におかれることが定められている（同第72条）。他方、憲法改正に関する制限は規定されていない。そして、大統領には強力な権限が付与されている。大統領は1975年憲法のもとで、省庁の創設から閣僚、最高裁判事、検察長官、州知事、中央銀行総裁ならびに副総裁、警察長官ならびに副長官、国立大学学長、外交官の任免権を有し、恩赦と減刑を決定する権限を付与されている（第48条）。

また、現行憲法に反する既存のすべての法は無効とされ、現行憲法に反さないものは有効とされた（同第71条）。これは、往々にして植民地期の諸法を引き継ぐことを意味し、合憲・違憲の判断は憲法に照らした司法判断が必要となる一方で、司法に関する規定はわずか5条と充実しているわけではない（第6部「司法組織」第62条～第66条）。

その後まもなく、1975年憲法の公布からわずか半年後の翌1976年1月、1975年憲法の国家行政組織および地方組織に関する第57条が改正され、キューバをモデルとした地方議会制度の構築が志向された。このタイミングでの改正、は現行憲法の規定に沿い、FRELIMO中央委員会の意向による改正である。そしてFRELIMOは、1977年2月に開催した第3回党大会でマルクス・レーニン主義に基づく社会主義路線をとることを表明した⁴⁾。地方レベルでの政治権力の創出という点では、選出議員から成る州レベルの地方議会の設置と任命制の州知事をおくことを決め（Henriksen 1978; Hall and Yong 1991）⁵⁾、これらの変更と憲法の整合性を保つため、1978年に再び1975年憲法を改正した⁶⁾。1978年の

4) 1ª Série, BR no.101 01/09/1977, Resolução no.1, Assembleia Popular elege os elementos que constituem a sua Comissão Permanente. Resolução 2, Assembleia Popular elege a Comissão Nacional de Eleições e indica os elementos que a constituem.; 1ª Série, BR no.147, 17/12/1977, Lei no.3, Lei Assembleias Localidade (Assembleia Popular, Comissão Permanente), Aprova a Lei sobre os Sete Princípios e Nove Tarefas das Assembleias de Localidade. なお、1977年の国家人民議会選挙では、FRELIMO中央委員会によって選出された単一の候補者リストを全会一致で採択していた。

5) 1ª Série, BR no. 42, 10/04/1976, 8ª Reunião (FRELIMO), Nova formulação do artigo 57º da Constituição da República Popular de Moçambique.; 1ª Série, BR no.101, 01/09/1977, Lei no.1, Lei Eleitoral 1977 (Assembleia Popular): É pertinente às eleições das Assembleias do Povo na República Popular de Moçambique em 1977.

改正では、国家人民議会ならびに州レベルでの地方人民議회를設置すること、憲法改正の権限をもっていた党中央委員会の権限の一部を人民議会に移行することを定めた。これとあわせて各議会議員の選出のための選挙法を立案・施行した。ただし、後述するように、実際に地方議会が設置され、地方議会選挙が行われるのは1992年の内戦終結から20年近くが経過した2009年である（網中 2024）。

1975年の独立直後の憲法とその改正は、国内外双方に向けた次の効果を発揮していた。国外に向けては、東西冷戦下で独立を果たし、社会主義路線を選択した国家の立ち位置を国際的にアピールするものであった。また、国内に向けては、地方レベルの権力の創出を行うことで独立後の国家による統治の正当性を裏づけ、一党優位体制を固めるものであった。これも対外的なアピールと通じていたと理解できるだろう。東西冷戦下の時代状況において、独立間もない国家による国際政治的立ち位置の表明は、東西いずれかの陣営から独立直後の国家建設に必要な多岐にわたる支援を引き出す機能をもっていた。

他方、こうした国際情勢のなかでその立ち位置を鮮明に打ち出すことは、反対勢力からの攻撃にさらされるリスクを伴っていた。モザンビーク政府が社会主義路線を打ち出したことを契機に、1977年当時、依然として白人支配化にあった隣国の南ローデシア（現ジンバブウェ）と南アフリカが介入し、反政府組織RENAMOを組織化し、軍事的に支援したために内戦が勃発したのであった。この内戦は東西冷戦の代理戦争的性格が色濃かった。1980年にジンバブウェが独立し、黒人政権が発足すると、南アフリカがRENAMOに対する支援を継続し、その状況はアパルヘイト体制が崩壊する1990年代初頭まで続いた。

1-2. 複数政党制に向けた再編—— 1990年憲法——

FRELIMOは1977年の第3回党大会でマルクス・レーニン主義に基づく社会主義路線を表明した。しかし、1983年の第4回党大会では、社会主義路線に則った乏しい経済的実績が厳しい批判の対象となり、経済体制を転換することが合

6) 1ª Série, BR no.55, 09/05/1978, Lei no.10, (Assembleia Popular), Cria a Comissão para proceder à revisão da Constituição da República Popular de Moçambique. Lei no.11, Constituição 1975, Alteração 1978 (Assembleia Popular) 15/08/1978.

意された。翌年からは構造調整政策の受け入れに向けて世界銀行・IMF(国際通貨基金)との協議が進んだ(Bowen 1989)。さらに、社会経済開発を阻む内戦への南アフリカの介入を止めるため、1984年には南アフリカとの間で相互不可侵条約を結び、後述するとおり1986年に憲法を改正し(Baptista Lundin 2004)、1987年にRENAMOとの和平交渉が開始された⁷⁾。交渉では、外国軍およびソビエト連邦とキューバの顧問を引き揚げること、自由選挙に続いて国民和解のための計画を用意すること、というRENAMOの要求が提示された(Manning 2008, 104)。国内政治に関しては、それまで20人ほどのFRELIMO幹部で占められていた党中央の執政制度を見直すことが議論された(de Brito 2019)。

1986年の憲法改正では、翌87年から実施される構造調整政策の受け入れ条件を満たすため、執政制度に関して民主的政治制度の導入を書き込んだ。まず、それまでは大統領が人民議会議長を務めていたのにかわり、人民議会議長の職を別途設け、また首相の職も設けた⁸⁾。これには、対外的には個人支配を回避する姿勢をアピールしつつ、対内的には南アフリカの後ろ盾を失ったRENAMOの戦略が変化してゲリラ戦が激化するなかで、当時の大統領マシェル(Samora Machel: 在任1975~86年)の任務を軽減し、国防問題に注力させる意図もあった(Hall and Young 1991, 104)。さらに1986年には、一党制のもとではあるが11月に第2回国家人民議会選挙が予定されていた⁹⁾。1977年の国家人民議会選挙では、FRELIMOの中央委員会によって選出された単一の候補者リストを全会一致で採択していたのに対して、1986年の選挙では州議会が独自に国家人民議会への代議員を選ぶことになっていた。候補者は必ずしもFRELIMO党员である必要はないが、同党の承認が必要であった。当時、全国規模で選挙を実施することは、自由選挙を要求するRENAMOシンパのロビー活動が影響力をもっていた

7) Vines(2021, 326)によればRENAMOとの和平交渉は1982年時点からはじまっていたが、当時はFRELIMO政権が交渉条件としてRENAMOの存続を約束する具体的な提案を示せなかったために進展しなかった。

8) 1ª Série, BR no.30, Suplemento no.4, 26/07/1986, Lei no.4, Constituição 1975, Alteração 1986 (Assembleia Popular).

9) 1ª Série, BR no.30, Exortação Eleitoral (Assembleia Popular), Exorta todo o Povo para as Segundas Eleições Gerais.

米国に対して、FRELIMO政権の正当性をアピールする意義があった (Hall and Young 1991, 105)。

1987年からは構造調整政策が実施され、翌年にかけては1986年の憲法改正で書き込まれた複数政党制の導入や経済自由化に向けて、国家人民議会が公聴会・討論会を組織した (Baptista Lundin 2004)。また、南アフリカのアパルトヘイト体制の終焉を機に、RENAMOを政党化して複数政党制を導入することを条件として、和平調停を行う機運が高まった。こうした情勢の変化をふまえ、1989年の第5回党大会でFRELIMOは、マルクス・レーニン主義を放棄し、国家・権力機構を党から分離させる決議を採択した。これらの政治体制の転換を反映したのが1990年のモザンビーク共和国憲法 (Constituição da República de Moçambique: 以下1990年憲法) である¹⁰⁾。

1990年憲法は、依然として序文に独立解放闘争の主導者としてFRELIMOの名を冠していただけにFRELIMO憲法と揶揄されるが、RENAMOとの和平合意を視野に入れ、権利章典と司法に関する項目が大幅に加筆された。1975年の独立時の憲法と比較すると、人権保護に関する条項は、1975年憲法の11条から1990年憲法の41条と4倍以上に加筆された。また司法に関する条項は、1975年憲法では全73条のうち5条のみであったが、1990年憲法全206条のうち15条と3倍の分量となっている。これらは内戦時の反政府組織という起源をもつRENAMOとの和平合意の条件として、内戦終結後のRENAMO構成員の安全を保障することを示すためであった。

1990年憲法では、国家・権力機構とFRELIMOを分離させるという点について、国家機構について複数政党制による選挙に関する一般原則が書き込まれ、州政府の設置が明記された (第3部「国家機構」第1章「一般原則」第113条・第114条)。ただし、州知事ならびに州政府の構成員は、それぞれ大統領と中央政府によって任命され、性質としては中央の出先機関にとどまっている。州レベルでは、州議会を念頭においた「民主的機関」を設置する可能性に付言するものの、具体性はない (同第115条)。他方、州知事の任免も含め、大統領に付与されていた権限

10) 1ª Série, BR no.44. 02/11/1990, Constituição 1990 (Assembleia Popular), Aprova a Constituição da República de Moçambique.

には新たに創設された首相の任免権が加わる一方、大統領の任期中の行為は、民事および刑事訴追を免責される免責特権を設けている(第3部「国家機構」第2章「大統領」第132条)。総じて大統領の権限は強化されている。国家機構に関する条項は1975年憲法ではわずか4条にすぎなかったものが27条に大幅に加筆され、議会の議席数も210議席から250議席に増やされた(第3部第3章「共和国議会」)。これは選挙に参加するRENAMOに議席を用意しつつも、従来のFRELIMO議員が議席を失わないための策であった。

また、政治権力の制限という点では、1990年憲法の憲法改正規定(第5部「憲法改正」)に以下の2点が新たに明記された。そのうちのひとつは、憲法改正は大統領による発議もしくは国民議会議員の3分の1以上の発議によって開始され、改正案は検討開始の90日前までに提出されることを定めた(同第198条)。もうひとつは、憲法改正が市民権、政治権力機構を抜本的に変更する場合、国民議会で採択された改正案は公聴会にかけ、その意見を反映することを定めた。それ以外の改正については国民議会議員の3分の2以上の賛成によって可決されることを定めた(同第199条)。これらの条項によってはじめて、モザンビーク憲法は、従来のFRELIMOの権限ならびにその後の国家の権限を制限する機能をもつことになった。ただし、細部をみると、採決に必要な賛成の母数は国民議会議員の議席定数なのか、その時点での出席議員数なのかは明記されていない。

この政治権力の制限という点については、一党制でも複数政党制でも採用可能なように注意深く文言が選ばれていたとの指摘がある(Hall and Young 1991, 107)。内外の立案者らが、FRELIMO以外の政党が政権を掌握した場合にも機能する、より中立的な憲法典を志向したとも考えられるだろう。さらに、1990年憲法の末尾の経過規定(第204条・第205条)では、初の複数政党制選挙となる次回選挙に際して、それまで有効とする個別条項を指定している。FRELIMO政権は、このような1990年憲法を示すことで、RENAMOに対して複数政党制という政治参加の選択肢を用意し、1992年10月にFRELIMO政権とRENAMOによる和平合意の調印にこぎつけた。

1-3. 小 括

憲法典のなかでも、権利章典に関する部分と統治機構に関する部分のいずれの箇所が改正の対象となるかは、それぞれの契機を反映してきた。国家建設の初期と政治体制の転換期には統治機構に関する改正が行われ、内戦終結期には対抗勢力の合意を得るために権利章典に関する改正が行われている。

さらに端的に、モザンビークの憲法は、国家運営の基軸を設定することで、国際的な支援を獲得する機能を果たしてきた。その軸の方向性は、各時代によって大きく異なるが、いずれも対外関係の構築を企図したものである。東西冷戦下での内戦中の改正は、東側陣営の支援をとりつけるためのアピールとして機能した。他方、東西冷戦の末期には、急速に政治経済的影響力を失う東側諸国から離れ、残る西側諸国の自由民主主義に沿った国家運営の機軸を再設定することになる。いずれの場合にも、常に対外関係を意識した外的要素が強かったといえるだろう。

続く第2節ではこの憲法をめぐる争点の方向性が、対外的なアピールから国内の政党政治へと変化していく様を検討する。そこでは、民主化以降の憲法によって規定された複数政党制という枠組みのもとで、いかに権力を掌握するかという権力闘争が前景化してくる。

2 与野党の攻防の舞台としての憲法

2-1. 農村レベルにおける政治権力の創出——2004年憲法——

前述のとおり、1990年憲法と1992年の和平合意には、複数政党制の導入と選挙に関するRENAMO側の要求が含まれていた。1994年に実施された第1回国民議会選挙・大統領選挙での得票率は、大統領選挙でFRELIMO候補のシサノが53.3パーセント、RENAMO候補のデュラカマが33.7パーセント、国民議会選挙ではFRELIMOが44.8パーセント、RENAMOが38.2パーセントであった。FRELIMOの勝利に終わったものの、RENAMOは善戦した。国民議会の議席数も250議席中、FRELIMOが129議席を得た一方、RENAMOは112議席を獲得しただけに、国民議会におけるRENAMOの発言力も大きかった。これを嫌ったFRELIMOの選挙に対する姿勢はより慎重になり、介入が目立つようになってい

った (Baptista Lundin 2004; 船田クラーク 2013)。

そして憲法改正の争点は、選挙制度や執政制度上の新たなポストの創設とその任免にかかわる条項、つまり政治権力の創出と行使にかかわる規定に集中していく。具体的な争点となるのは、地方分権化として語られる地方レベルでの選挙の実施である。地方レベルでの選挙の実施は、公的には、地方分権化を進めることによっていっそうの民主化を図るという説明がなされてきた (Manning 2008; Maschietto 2016)。しかし、実態としては、選挙制度の設計段階から周到に準備された与党の選挙戦略に乗った場合、地方レベルで与党の支持地盤を強化する結果につながることになる (網中 2024)。

1994年の選挙後、FRELIMO政権は速やかに憲法改正のための暫定委員会を設立し、1996年に改正を行った。この改正では、1990年憲法の選挙にかかわる投票制度 (1990年憲法第3部第1章第107条第3項) を多数代表制の勝者総取り方式から比例代表制に変更した。また、1998年に実施予定の特別地方自治体選挙実施に向け、自治体の定義に関する規定を設けた¹¹⁾。これに対してRENAMOは、特別地方自治体選挙の実施対象となる自治体の指定に合意せず、1998年の特別地方自治体選挙をボイコットした。野党第一党のボイコットは、翌1999年に控えた国民議会選挙・大統領選挙の実施に向けて、紛争後の復興開発援助ドナーの評価を気にかけるFRELIMO政権に圧力を加えると同時に、有権者に対してもRENAMOの強気の姿勢を示す効果があった。その結果、1999年に実施された第2回国民議会選挙・大統領選挙の得票率は、国民議会選挙ではFRELIMOが49.0パーセント、RENAMOと野党第一党以下の諸政党による選挙連合のRENAMO-UE(União Eleitoral) が39.0パーセント、大統領選挙でFRELIMO候補のシサノが52.3パーセント、RENAMO-UE候補のデュラカマが47.7パーセントであった。FRELIMOが勝利したものの、RENAMOも健闘し、とりわけ大統領選挙で両政党候補の得票差は前回よりも縮まり、FRELIMOにさらに危機感を抱かせた。

他方、選挙結果から農村部を中心に野党の支持基盤地域が明確になると、野党

11) 1ª Série, BR no.49, no. de Suplemento 1, 14/12/1998, Lei no.9/98, Constituição 1990, Alteração 1998. Altera os artigos 107 e 181 da Constituição da República.

連合は最上位の地方政府である州政府への権限移譲を要求した。その要求は、国政で勝利することは困難であっても、州レベルで地方の政治権力を得ようとする野党の意思を反映していた。これに対してFRELIMOは、州レベルでの議会の設置を受け入れる一方で、農村部で支持を獲得するために農村部の有力者に政治的権限を与えた。この施策は、元来農村部に支持基盤があるRENAMOの利害にも合致していたため、国民議会でも二大政党のあいだで合意に至り、関連法が成立した。2000年の地方行政機構の末端に伝統的権威をとりこむ法律、2003年の村落開発案件を採択する権限を与えた法律が上記の関連法にあたる。伝統的権威は植民地行政にとりこまれた経緯から、独立後の社会主義期にはその権限を剥奪されていた。これらの関連法は、復権を願う伝統的権威を利用しつつ、農村レベルの政治権力を再び創出したのである。

そして2004年の憲法改正案には、州レベルでの議会の設置に伴う選挙の実施、伝統的権威に対する権限の付与と、州レベルならびに農村レベルでの政治権力の創出について書き込まれた。州議会選挙の実施に関しては、2004年憲法改正案末尾の経過規定に具体的に2007年と実施予定時期を書き込むことで与野党間の合意が成立し、2004年の第3回国民議会選挙・大統領選挙の実施前に改正案が採択された。その際、選挙後には憲法裁判所が選挙結果の有効性を発表次第、新憲法が施行されるというスケジュールが組まれていた¹²⁾。この憲法の施行スケジュールは、地方選挙ではボイコットさえするRENAMOを確実に選挙に参加させる動機となっていた。FRELIMOは、1999年の選挙以来の施策によって農村部の有力者をとりこんだ結果、国民議会選挙では1999年の49パーセントから2004年の62.2パーセントへと大幅に得票率を伸ばした。

ところで、2004年憲法では、憲法改正を制限する新たな条項が付け加えられた。2004年憲法では、次回改正の時期を、国民議会の4分の3議席以上の可決を伴う場合を除いて施行から5年後以降と定めた（2004年憲法第15部第2章第293条）。さらに、大統領が改正憲法の施行を拒否できないことも付け加えられた（同第295条）。ただし、この2004年憲法は、3年後の2007年に経過規定部分が改正

12) 1ª Série, BR no.51, 22/12/2004, Constituição. Aprova a Constituição da República de Moçambique.

された。それというのも、前述のとおり、2004年の憲法改正時に州議会選挙の実施が2007年に予定され、それは2004年憲法末尾の経過規定として書き込まれていたためである¹³⁾。2007年に予定されたはずの第1回州議会選挙の実施は、有権者登録が間にあわないという理由により、次回第4回国民議会選挙・大統領選挙が実施される2009年へと延期された。

予算や人員の面で有権者登録の完了が見込めないのであれば、2004年の憲法改正の時点で州議会選挙の実施時期を2007年とせず、次回国民議会選挙・大統領選挙と選挙サイクルをあわせ、当初から2009年に定めることも可能であったはずである。2004年憲法改正時には、同年の国民議会選挙・大統領選挙にRENAMOを参加させる目的で、2007年という設定で州議会選挙の実施を改正憲法に書き込んだ。しかし、2004年の選挙にRENAMOを参加させるという目的は、選挙が実施された時点で果たされた。他方、はじめての州議会選挙に際してFRELIMOの勝算は未知数である。さらに、2004年以降、地方農村部で農業分野での海外直接投資の急増や、天然ガスをはじめとする新規の資源開発の可能性が浮上し、これを契機に地方統治に対する関心が一挙に高まっていた。FRELIMO政権は、2005年には村落行政機構の成員に対して給与の支給を決定し、2006年から2014年まで郡レベルの地方開発予算を配分している（網中 2016）。FRELIMO政権は、州議会選挙を実施する前に支持基盤を盤石なものにするため、利益誘導的な施策を立て続けに行ったのである。

地方における政治権力の創出は、利益誘導の経路を創り出すことに他ならなかった（Bayart 1993）。FRELIMOによる利益誘導が目立ち始めるのと時を同じくして、野党第一党のRENAMOの地方分権に対する要求は、自らの支持基盤地域での行政の主導権を握り、行政資源を恣意的に分配するための要求に変質しつつあった（Wiegink 2015）。延期の末に2009年に実施された第1回州議会選挙・第4回国民議会選挙に際しては、RENAMOから分派したモザンビーク民主運動（Movimento Democrático de Moçambique: MDM）が設立されたために

13) 1ª Série, BR no.45, no. de Suplemento 2, Resolução no.16, 09/11/2007, Atinente a assunção de poderes extraordinários de revisão da Constituição da República.; 1ª Série, BR no.46, no. de Suplemento 1,16/11/2007, Lei no.26, Altera o artigo 304 da Constituição da República, 16/11/2007.

RENAMOは弱体化した。さらに、第二野党の登場に動揺するRENAMOを懐柔したFRELIMOが選挙管理委員会に介入し、FRELIMOの圧勝に終わった（船田クラーク 2013）。この選挙でFRELIMOは、国民議会選挙において過去最高の74.7パーセントの票を獲得し、250議席中191議席（4分の3以上を占める76.4パーセントの議席）を獲得し、単独での法案可決を可能にした。この状況で、2010年12月には2004年憲法の改正を求める決議がとおり、さらなる改正のための議論が継続された¹⁴⁾。

この顛末からも明らかなように、2004年憲法改正は、野党第一党を選挙に参加させた上で与党の圧勝を演出する一方で、野党第一党の主張を通して憲法改正を行ったことで野党の影響力を示した側面がある。しかし、その改正内容も事実上反故にされた顛末から判断するに、与党によるコントロールを逃れることは困難であることも明らかである。さらに2004年憲法で新規に「経過規定」という枠を設けつつ、次回改正まで5年の期間をおくことを定めたことをふまえると、経過規定の刷新も含めてほぼ5年ごとの改正があり得るということになる。ここで固定化された憲法改正のサイクルが選挙サイクルと一致することから、憲法改正が恒常的に政党政治の争点となることは免れなくなった。

2-2. 州レベルにおける政治権力の創出—— 2018年憲法——

与野党の攻防をみると、2009年以降は野党RENAMOが劣勢となったが、その後、一度揺り戻しが起きている。2009年の国民議会選挙の結果、FRELIMOによる単独可決が可能な状況が生じて同党が利益誘導を行ったために、2011年から2018年まで、内戦終結後はじめてRENAMOの武装組織と政府軍のあいだで武力対立が発生したのである（網中 2017）。RENAMOとのFRELIMO政権の武力対立は、1992年の包括的和平合意に遡る地方分権化を再度議論の俎上に載

14) 1ª Série, BR no.51, no. de Suplemento 8, Resolução no.47, 28/12/2010, Aprova a recomendação a ser dirigida ao Chefe do Estado para que, no seu alto poder discricionário, passe a fazer uso, periodicamente, das prerrogativas previstas na alínea i) do artigo 159 da Constituição da República.; 1ª Serie, BR no.51, no. de Suplemento 8, 28/12/2010, Resolução no.45, Cria a Comissão Ad Hoc para a Revisão da Constituição da República.

せることになり、2014年の第5回国民議会選挙・大統領選挙においてRENAMOの支持率を回復させた。RENAMOの得票率は、2009年の国民議会選挙で過去最低の17.7パーセントにまで落ち込んだが、2014年の選挙では32.5パーセントまで回復した。

さらに2018年の憲法改正は、以下で詳述するように、FRELIMO政権とRENAMOとの新たな和平合意の結果である。FRELIMO政権は、2018年7月にRENAMOの要求を受け入れるかたちで憲法の地方分権に関する諸規定を大幅に変更し、RENAMOはそれを受けて2019年8月の総選挙告示直前にFRELIMO政権との和平合意に調印した。当時の和平合意の調印式は国外からの来賓も臨席するなかで華々しく執り行われ、調印式の数日後には選挙戦がはじまるという劇的な演出に基づいて行われた。ただし、FRELIMOの目的は、FRELIMOがRENAMOに対して譲歩する姿勢を示すことで野党を懐柔し、2019年の総選挙に野党を参加させた上で与党の圧勝を演出し、FRELIMOの支配を堅固にすることにあった。

確かに2018年の憲法の改正では、新たに州レベルにおける政治権力の創出が実現された。この改正では、州知事を従来の大統領任命から直接選挙による選出へ変更し、さらに2024年の選挙以降は州よりも一段階下位の郡レベルに議会の設置を決め、郡議会議長も直接選挙による選出とすることを定めた¹⁵⁾。その一方で、FRELIMOは州知事のポストを失った場合に確実に中央の影響力を行使するため、大統領が任命する州書記のポストを新設した。つまり、仮にRENAMOが州知事のポストを得たならば、RENAMOの党内の配分ポストは増える一方、FRELIMOは州書記というポストを確保することで党内の配分ポスト数の減少を防ぐ。また、仮にFRELIMOが州知事のポストを獲得したならば、同党の配分ポスト数は以前に比べて2倍となる制度を構築したのである。

制度設計上はRENAMOの合意をとりつけられる内容としつつも、FRELIMOは選挙で負けるリスクを排除するために、かつてない暴力で大規模な不正をもって2019年の国民議会選挙・大統領選挙・州議会選挙で圧勝した（網中 2024）。

15) 1ª Série, BR no.115, no. de Suplemento 2, 12/7/2018, Lei no.1/2018 de 12 de Junho, Lei da Revisão Pontual da Constituição da República de Moçambique, Assembleia da República.

FRELIMOは国民議会選挙で73.1パーセントの票を獲得し、再び国民議会で単独可決可能な議席数を手に入れた。過去にRENAMOが勝利していた州も含め、10州すべてでFRELIMO候補が当選し、FRELIMOは州知事に加え、新設の州書記のポストとあわせて従来の2倍のポストを得る結果になった。こうして現職の大統領ニユシ大統領は2期目続投を実現し、自らの派閥の構成員にポストを配分することで体制を強化した。2018年の憲法改正は、「地方分権化」を謳って改正のための議論を開始すること自体がRENAMOとの交渉の一部であった。それと同時に、RENAMOを選挙に参加させてFRELIMOが圧勝し、後者の一党優位体制を強化するための戦略であった。実際には地方分権化は推進されるどころか、中央による地方の統制が強化される結果を招いた。

2018年の憲法改正では、2024年に州よりも一階層下の行政区分である郡レベルで政治権力を創出することを決めた。そこでは郡議会を設置し、郡長も選挙によって選出することを定めていたのだが、上述のFRELIMOの目的は2019年の総選挙でRENAMOに圧勝した時点ですでに達成されたため、もはやFRELIMOにとって郡レベルでの選挙を実施する動機はない。FRELIMO政権は、RENAMOの最後の武装派といわれるグループの動員解除を進めつつ、以下のとおり、郡選挙の実施予定を2024年と書き込んだ2018年憲法を2023年に再び改正し、直近の和平合意の条件であった郡選挙の実施という約束を反故にした。

まず、FRELIMOは2023年3月末に、2024年の郡選挙について議論する期間を確保するという名目で、単独多数で選挙法を改正し、従来の選挙法で実施選挙を確定する事前期間を18カ月から14カ月に短縮した（O País 2023）。その後に設けられた郡選挙の実施に関する検討委員会が、4月下旬に財政的理由により、延期することが妥当であるとの判断を発表した（Lusa 2023）。そのわずか1週間後の5月にはFRELIMOが憲法改正案を議会に提出した。現行憲法に定められたとおり、90日間の審議期間を経て8月に憲法改正案の採決がとられるが、それに先行して、2023年6月に政府はRENAMOの武装派の最後の基地の閉鎖を確認している（Voice of America 2023b）。FRELIMOは、野党武装勢力の武装解除を終え、武力衝突再発の可能性を排除した上で、国民議会での採決に出たのである。国民議会250議席中、FRELIMO議員からなる賛成178票を得て、2018年憲法は再び改正され、RENAMOとの和平合意の条件として2024年10月に予

定された郡議会選挙の実施は「条件が整い次第」実施されることとなった¹⁶⁾。

2-3. 小 括

ここで2004年および2018年の憲法の改正について振り返りたい。これら2度の憲法の改正とその後の帰結に共通するのは、野党第一党が翌年の総選挙に参加する条件として、二大政党間の交渉の結果、選挙前年に改正されているという点である。そして、それぞれに対応した2007年と2023年の再度の改正は、野党の総選挙への参加を条件とした内容を、選挙で与党が圧勝した後に与党がとりけすものであり、事実上、選挙前の合意を反故にしている。その上、与党は選挙で圧勝して体制を強化し、野党は弱体化しているように思われる。はたして、野党RENAMOは、なぜ2度もFRELIMOの同様の戦略に乗っているのだろうか。

そもそも、FRELIMOとRENAMOは二大政党といえ、独立以来の与党FRELIMOとRENAMOは政党としての組織力や選挙に投入できる資源には圧倒的な差がある。FRELIMOは、独立前年1974年の暫定政権成立時に州支部を設置して全国で政党活動を展開しはじめている (de Brito 2019, 82-86)。それに対してRENAMOは、1992年の内戦終結後に民主化支援のもとで元反政府ゲリラ組織を政治政党化した経緯があり、全国政党ではあるものの、支持基盤は領域的に限られている。つまり、見方をかえると、野党は憲法という最高法規の改正をめぐり、与党政権を交渉の座につかせ、その存在感を効果的に示しているともいえる。また、弱体化という党の危機は、危機を招いた要因を追求することでRENAMO党内の力関係を組みかえることに資する可能性もある。したがって、ここではRENAMOの対外的戦略と内部の派閥関係との両側面からも、この動向を分析する必要があることを指摘しておきたい。

与党の戦略という観点に戻れば、2度の憲法の改正を通じて、与党FRELIMOは自らの選挙戦略に野党第一党を誘導し、政治基盤を拡大させることに成功してきた。とはいえ、憲法との関係においては、どの項目においても対野党戦略として党内の一致をみるわけではない。次節では、ここまでの対野党戦略としての憲法の改正に対して、与党内の派閥の緊張関係を如実に映し出す問題をみていく。

16) 1ª Série, BR no.163, 23/8/2023, Lei no.11/2023, Altera o número 3, do artigo 311 da Constituição da República de 2004, Alterada pela Lei no.1/2018, de 12 de Junho, Assembleia da República.

本節では、憲法の改正には結びつかなかった問題にも焦点をあててみたい。具体的には、現行憲法に記された大統領の三選禁止条項に関する与党FRELIMO内部の議論であり、それは与党内部の各派閥の緊張関係を映し出している。以下で詳述する議論は、国民議会など与野党による憲法草案に関する議論の場で展開されたものではなく、その俎上に載せるか否か、それ自体がFRELIMO党内で警戒される問題である。

2022年9月の第12回FRELIMO党大会では党首選挙が行われたが、その際の候補者は当時の現職大統領のニュシのみで、全会一致でニュシが再選された。これは現職大統領の影響力に影を落とすことのないように、現職大統領を党首とするFRELIMOの伝統によるものである (Lusa 2022)。裏返せば、必ずしも党内が一丸となっているわけではない。現在のFRELIMOは、少なくともシサノ派、ゲブザ派、ニュシ派に分かれている。そしてシサノ派寄りに初代大統領マシェル (Samora Machel: 任期1975~86年) 派が位置づけられる。外交肌の第2代大統領シサノ (Joaquim Chissano: 任期1986~2004年)、内務を経験しビジネスに長けた第3代大統領ゲブザ (Armando Guebuza: 任期2005~15年)、国防を専門としてきた第4代大統領ニュシという派閥のなかで、ニュシ政権は党内若年層の支持があるが、党内での基盤は盤石ではない。

たとえば、2022年5月のFRELIMO中央委員会の開催の式辞では、FRELIMO青年部代表が、現職ニュシが大統領の1期5年の任期の第2期目の任期通算10年を超えて、15年間FRELIMOの党首の地位に就くことを支持する発言をしていた。この発言は同年9月の第12回党大会に向けた発言であり、党大会でニュシが党首として3期目の任期に立候補した場合に支持することを意味していた (Fernando 2022)。2019年の州議会選挙でも明らかになったように、現職大統領のニュシは積極的に若手に対して配置転換やポスト配分を繰り返した結果、青年部の支持をとりつけているということも党内に向けてアピールされた。これに対して、同じ機会にFRELIMO女性部 (Organização da Mulher Moçambicana:

OMM)、独立解放闘争退役軍人協会 (Associação dos Combatentes de Luta de Libertação Nacional: ACLIN) など、党内の影響力のある他の部局や団体は、シサノ派や国民的支持のあるマシエル派を支持しているだけに、この点については言及していない (Fernando 2022)。

他方、2022年9月の第12回党大会では、FRELIMOの中央委員会の古参であるカスティゴ・ランガ (Castigo Langa) が現職ニュシの大統領第3期目の立候補を認めないよう、警告を発している。党の政治委員会は、党大会の議事として事前に承認されていない発言を行った手続き上の問題として発言を注意した (Cascais 2022; Lusa 2022)。政治委員会によるランガへの注意は、発言にかかる手続き上の問題であり、発言の内容そのものに対する非難ではなかった。その点を含め、この発言は改めて三選問題をめぐる強い印象を残した。これほどまでにニュシの三選の可能性について議論されること自体、現政権の権威主義化に対する懸念が高まっている証左である。ニュシ自身は2022年9月の党大会の時点では、三選禁止規定の撤廃を示唆する動きはみせなかったが、2023年2月まで報道上ではその可能性が警戒されていた (Zitmar 2023)。

2023年2月は、2018年憲法に明記された2024年10月実施予定の郡議会選挙の日程から逆算すると、憲法改正にかかる手続き開始の最終期限であった。2018年憲法に郡選挙の実施予定年が書き込まれている以上、FRELIMOがこの日程を変更するためには憲法の改正が必要であった。他方、憲法の改正に乗じて三選禁止規定が変更されることが懸念されていた。この時点で三選禁止規定を撤廃する法案を提出することは、現職ニュシが三選をねらって立候補することとほぼ同義となる。それに対して、FRELIMOは、対抗すべき野党の存在が大きい時にこそ選挙対策として一丸となるが、党内の問題に対しては一枚岩ではない。したがって、ニュシがFRELIMO内部の支持を得るのは容易ではない。2023年2月の国民議会ではRENAMOが郡選挙に関する議案を提出し、これが否決された一方で、5月にFRELIMOが議会に提出した憲法改正案には三選禁止規定の撤廃は含まれていなかった。

それというのも、国民議会で三選禁止規定を含めた憲法議論が行われていた2023年3月から4月にかけて、国内ではニュシ政権に対する批判が高まり、党内派閥間の亀裂を示唆する事象が起きていた。2023年3月、政治批判で人気を

博していた同国のヒップホップ・シンガーであるアザガイア (Azagaia) の急逝 (同年3月9日) に際して、同月18日に首都で市民による追悼デモが実施された。政府はデモが直接的な政権批判に発展することを警戒して機動隊を配備し、道路封鎖を行った。参加者がアザガイアの代表曲「力は民衆にあり (Povo no Poder)」を合唱して進んだところ、警察が催涙弾・ゴム弾を使用し、参加者が重症を負い、多数の逮捕者を出した。これに対して4月14日にはグラッサ・マシェル (Graça Machel) がアザガイアの代表曲と重なる故・初代大統領マシェルのスピーチの一部「我々の主人は民衆である (Nosso patrão é povo)」を引用し、市民が委縮することのないように発言すると同時に、政府の強権的姿勢を批判していた (Voice of America 2023a)。FRELIMO創設以来のメンバーであるグラッサ・マシェルは、初代大統領サモラ・マシェル、のちにはネルソン・マンデラ (Nelson Mandela) の伴侶となった人物であり、モザンビーク国民にとっては、独立時の解放闘争を率いたFRELIMOのイメージを彷彿とさせるアイコン的存在である。

FRELIMO党内の派閥間の軋轢は、2024年の国民議会選挙・大統領選挙・州議会選挙の前哨戦である2023年10月の特別地方自治体選挙でいっそう明らかになっていった。同年10月10日に実施され、26日にFRELIMOの勝利が公表された特別地方自治体選挙に関する不正をめぐって市民がデモを行うなど不満が高まっていた。それに対して11月7日には、マシェル派を代表するグラッサ・マシェルが「FRELIMOの機能が一部の党員によって捕獲されている」と指摘した上で、民主的社会をとりもどすために、本来の党としての役割を果たすため、党の改革が必要であると公言した (Carta de Moçambique 2023)。この発言でグラッサ・マシェルは、FRELIMOの現状を表現するにあたり、南アフリカの与党であるアフリカ民族会議 (African National Congress) の近年の腐敗を表現する「国家捕獲 (state capture)」を意識した「捕獲」という語を用いている。

グラッサ・マシェルの先の発言に後押しされたかのように、翌週の11月半ばに行われた市民によるデモでは、おそらくはモザンビーク史上はじめてFRELIMOを名指しで批判するシュプレヒコールが街頭に響き渡っていた。このデモは単発的に行われたわけではなく、1990年代以来、毎週、街頭デモを行い、モザンビークで最も持続性があると評価されている市民社会組織「マジェルマニ (Magermani)」によって組織されたデモである¹⁷⁾。11月半ばに行ったデモの様

子を捉えた動画は「FRELIMOは今日、至るところで非難的になっている（FRELIMO É HOJE ALVO DE INSULTOS POR TODO CANTO）」という題名と「#frelimo #germany #povonopoder」といったハッシュタグがつけられ、翌日、第三者によってYouTubeに掲載された。その動画は12月5日までの3週間足らずでアクセス数1万7358回が記録されていたが、FRELIMOに対する批判の言葉遣いが名誉棄損にあたりと判断されたためか、のちに削除され、2024年2月2日現在、視聴不可能になっている。この事象は、デモの主催団体こそ異なるが、「力は民衆にあり」というフレーズが用いられていることから明らかのように、2023年4月のアザガイアの追悼デモと通底する要素を含んでいる。過剰な選挙不正を機に、FRELIMOに対する非難の構図はもはやFRELIMO対野党ではなく、ニュシ派對国民という構図へと置き換えられている（CDD 2023）。

FRELIMO党内でもニュシ派に対する反発が表面化していることは明らかである。そうした状況のなかでも、憲法改正にかかる法案を通過させるには、国民議会で3分の2以上の賛成票が必要である。FRELIMOは2019年の国民議会選挙で単独可決をするのに十分な議席数を獲得しているため、単独可決をするための議席数という条件は備えている。国民議会250議席のうち、2019年の選挙以降は与党FRELIMOが184議席、73.6パーセントを占め、RENAMOが66議席、MDMが6議席を獲得し、野党議席の比率は26.4パーセントである。しかし、FRELIMOの憲法改正案の内容が三選禁止規定に触れるものであった場合には、党内派閥の対立が先鋭化し、FRELIMOは単独可決という手段を失うことになる。

この三選禁止条項をめぐるFRELIMO党内の派閥関係からは、野党に対する際の与党とは異なる、党内の緊張関係がうかがえる。FRELIMO内の派閥対立は明らかだが、どの派閥も離党する気配はなく、あくまでもFRELIMOの傘下で行動し、今までのところは党としての頑強さの保持を一義的な目的としている。近年の緊張関係は、端的に現職大統領のもとで進んできた権威主義化が、どこまでFRELIMOの許容範囲内であるか否かを示している。

17) 「マジェルマニ」については網中（2019）を参照されたい。

おわりに

本章ではモザンビークの憲法の改正をめぐる、複層的な政治過程について検討してきた。第1節では、独立後の一党制から内戦終結後の複数政党制の導入までを検討し、政治体制の変更が憲法をどのように特徴づけてきたのかを示した。そして第2節では、複数政党制の導入後に二大政党のあいだで争点となってきた「地方分権化」という地方権力創出のルールの変更に焦点をあて、与野党間の勢力圏をめぐる攻防が、2度の憲法改正にどのように投影されたのかを検討した。これを検討する過程で明らかになった点が2つある。ひとつは、2度の憲法改正にいたる与野党の議論の構図、合意形成、それらの帰結がいずれも2度の選挙と密接に結びついていることである。そしてもうひとつは、一見すると憲法の改正をめぐる与野党の攻防とその帰結としての野党の敗北にみえる過程も、それを見越した野党の一戦略であり得るということである。さらに第3節では、憲法にある大統領の三選禁止条項をめぐる与党内の派閥の緊張関係を示しつつ、憲法が政治の実態を規定する側面を明らかにした。

総じてモザンビークの憲法の改正をめぐる政治過程は、次のように、時期により異なる層で展開したといえるだろう。独立直後から内戦終結時までには、東西冷戦期に同国がおかれた国際的な環境に起因し、対外的な方向性が色濃かった。しかし、内戦終結に至る過程と複数政党制の導入後、憲法の改正は、与野党間の政党政治の手段となり、ここでは国内的要素が強く作用している。さらに政権の権威主義化が進む昨今においては、とりわけ憲法で規定された大統領の三選禁止条項が焦点となり、与党内でも政権に就く派閥の強権化に一定の歯止めをかける役割を果たしているといえるだろう。

憲法は政治を規定すると同時に、政治は憲法を規定する。本章はモザンビークを事例に同国の政治動態を捉えることで、その双方向的な力学の作用を示した。そこで明らかになったのは、政治に規定される憲法が、近代立憲主義に基づく理念上の憲法とは実体的に異質なものであるということである。他方で、理念上は立憲主義を伴うとは言い難い憲法であっても、政治権力に対する一定程度の拘束力を担保していることも確かである。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 網中昭世 2016.「『雇用なき成長』下のモザンビークにおける雇用政策」『アフリカレポート』(54): 56-66. (https://doi.org/10.24765/africareport.54.0_56)
- 2017.「モザンビークにおける政治暴力発生メカニズム——除隊兵士と野党の役割」『アフリカレポート』(55): 62-73. (https://doi.org/10.24765/africareport.55.0_62)
- 2019.「資料紹介：マッドジャーマンズ——ドイツ移民物語」『アフリカレポート』(57): 16. (https://doi.org/10.24765/africareport.57.0_16)
- 2024.「支配深化のための州議会選挙——モザンビークにおける与野党対立と独裁者のジレンマ」『権威主義体制にとって選挙とは何か——独裁者のジレンマと試行錯誤』ミネルヴァ書房.
- 待鳥聡史 2016.「政治学からみた「憲法改正」」駒村圭吾・待鳥聡史編著『「憲法改正」の比較政治学』弘文堂, 2-18.
- 船田クラークセンさやか 2007.『モザンビーク解放闘争史——「統一」と「分断」の起源を求めて』御茶の水書房.
- 2013.「モザンビークにおける民主化の後退と平和構築の課題——2009年選挙を中心に」『国際政治』(174): 54-68.

〈外国語文献〉

- Baptista Lundin, Irãê 2004. “Towards Stable Electoral Laws in Mozambique.” *African Journal on Conflict Resolution* 2004/2. (<https://www.accord.org.za/ajcr-issues/towards-stable-electoral-laws-in-mozambique/>)
- Bayart, Jean-François 1993. *The State in Africa: The Politics of The Belly*. New York: Longman.
- Bowen, Merle L. 1989. “Peasant Agriculture in Mozambique: The Case of Chokwe, Gaza Province.” *Canadian Journal of African Studies* 23(3): 355-379.
- Carta de Moçambique 2023. “Graça Machel quebra o silêncio, diz que a Frelimo está capturada e propõe uma reunião nacional de quadros com carácter de urgência.” *Carta de Moçambique*, 7 de Novembro de 2023. (<https://cartamz.com/index.php/politica/item/15266-graca-machel-quebra-o-silencio-diz-que-a-frelimo-esta-capturada-e-propoe-uma-reuniao-nacional-de-quadros-com-caracter-de-urgencia>)
- Cascais, António 2022. “Congresso da FRELIMO: Qual será o futuro do partido?” *DW*, Setembro 23, 2022. (<https://p.dw.com/p/4HH2J>)
- CDD (Centro para Democracia e Direitos Humanos) 2023. “Crise Pós-Eleitoral: Um mês e meio depois da votação. Já não é um aluta da oposição contra a Frelimo. É uma luta do povo perante a desvirtuação da sua vontade expressa nas urnas.” *Política Moçambicana*, 19 de Novembro de 2023. (<https://cddmoz.org/wp-content/uploads/2020/07/Ja-nao-e-uma-luta-da-oposicao-contra-a-Frelimo.-E-uma-luta-do-povo-perante-a-desvirtuacao-da-sua-vontade-expressa-nas-urnas.pdf>)
- de Brito, Luís 2019. *A Frelimo, o Marxismo e a Construção do Estado Nacional 1962-1983*. Maputo: IESE.

- Fernando, Amós 2022. “Nyusi recandidata-se à liderança da FRELIMO: O que esperar?” *DW* (Deutsche Welle), 21 de Setembro de 2022. (<https://p.dw.com/p/4HAcv>)
- Hall, M. and Young, T. 1991. “Recent Constitutional Developments in Mozambique.” *Journal of African Law* 35(1/2): 102-115.
- Henriksen, Thomas H. 1978. “Marxism and Mozambique.” *African Affairs* 77(309): 441-462.
- Lusa 2022. “Moçambique: FRELIMO repudia militante sobre terceiro mandato.” *DW*, Setembro 22, 2022. (<https://p.dw.com/p/4HCS7>)
- 2023. “Comissão defende adiamento de eleições em Moçambique.” *DW*, 25 de Abril de 2023. (<https://p.dw.com/p/4QY54>)
- Manning, Carrie 2008. *The Making of Democrats: Elections and Party Development in Postwar Bosnia, El Salvador and Mozambique*. New York: Palgrave Macmillan.
- Maschietto, Roberto Holanda 2016. *Beyond Peacebuilding: The Challenges of Empowerment Promotion in Mozambique*. London: Palgrave Macmillan.
- Ncomo, Bamabé Lucas 2003. *Uria Simango: Um homen, Uma causa*. Maputo: Edição Novafrica.
- O País 2023. “Frelimo aprova revisão da Lei Eleitoral numa sessão boicotada pela oposição.” *O País*, 29 de Março de 2023. (<https://opais.co.mz/frelimo-aprova-revisao-da-lei-eleitoral-numa-sessao-boicotada-pela-oposicao/>)
- Vines, Alex 2021. “Violence, Peacebuilding, and Elite Bargains in Mozambique Since Independence.” in *The State of Peacebuilding in Africa: Lessons Learned for Policymakers and Practitioners*, edited by Terence McNamee and Monde Muyangwa, Cham: Palgrave Macmillan, 321-342.
- Voice of America 2023a. “Graça Machel apela aos moçambicanos a livrarem-se do medo.” 14 April 2023, *Voice of America*. (<https://www.youtube.com/watch?v=2org7XEKS-0>)
- 2023b. “Moçambique: Encerrada última base da Renamo com expectativa de solução de assuntos ainda pendentes.” 15 de Junho de 2023, *Voice of America*. (<https://www.voaportugues.com/a/mo%C3%A7ambique-encerrada-%C3%BAltima-base-da-renamo-com-expectativa-de-solu%C3%A7%C3%A3o-de-assuntos-ainda-pendentes/7138824.html>)
- Wiegink, Nikkie 2015. “‘It Will Be Our Time To Eat’: Former Renamo Combatants and Big-Man Dynamics in Central Mozambique.” *Journal of Southern African Studies* 41(4): 869-885. DOI: 10.1080/03057070.2015.1060090
- Zitmar 2023. “The fight over Nyusi’s third term is on.” *Zitmar*, 23 February 2023. (<https://www.zitmar.com/the-fight-over-nyusis-third-term/>)
- (上記リンクはすべて2024年2月7日最終アクセス)

©Akiyo Aminaka 2024

本書は「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際」の下で提供されています。
<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>

